

健習発第 0715001 号
平成 17 年 7 月 15 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長

地域における健康づくりのための食育の推進について

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の施行に伴い、今般、「健康づくりのための食育の推進について」（健発第 0715002 号・食安発第 0715001 号・雇児発第 0715003 号 厚生労働省健康局長、医薬食品局食品安全部長、雇用均等・児童家庭局長連名通知）が発出されたところであるが、健康づくりのための食育の推進の観点から、さらに下記の事項に特段の御配慮をお願いするとともに、その適切な運用に努められたい。

なお、当省における食育施策の総合調整等を担当すべく、当室の栄養指導官の名称を栄養・食育指導官に改めたので念のため申し添える。

記

- 1 「健康日本 21」を始めとする栄養・食生活施策の推進に当たっては、農政担当部局、教育担当部局等の関係部局と十分に連携を図ること。
特に、追って通知する「食事バランスガイド」の具体的な活用については、食育の推進の観点からも、地域における様々な場において広く情報提供を行うとともに、栄養士会、調理師会、食生活改善推進ボランティア等関係団体の他、食品関連事業者等とも連携し、積極的な取組を行うこと。
- 2 食育の推進のための知識の普及や栄養指導が専門的かつ技術的に充実した内容となるよう、管理栄養士及び栄養士の活用を図ること。特に、市町村管理栄養士等の積極的配置の促進を図ること。

- 3 豊かな食文化を醸成し、地域の特色ある食文化の伝承を推進するため、教育担当部局等の関係部局と十分に連携を図り、専門調理師及び調理師の積極的な活用を図ること。
- 4 地域における食育の推進を図る観点から、食生活改善推進員等の食生活改善や健康づくり運動を推進するボランティアの育成及び支援を行うこと。